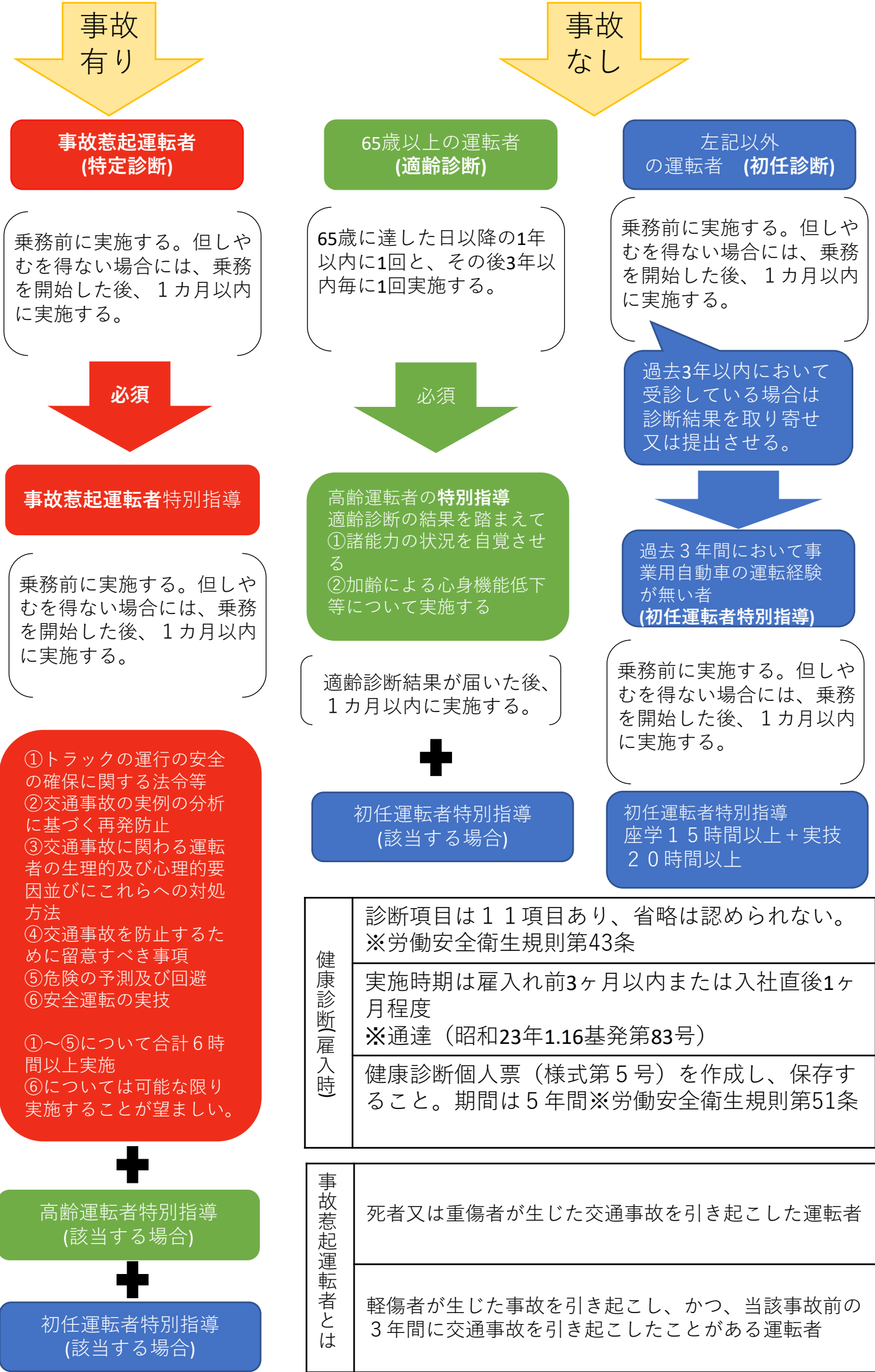


新規採用運転者への実施事項
(輸送安全規則第10条第2項)

過去 3 年以上の事故歴の把握
「運転記録証明書」又は「3 年以上の無事故無違反証明書」



運転記録証明書の申請手続きについて

場所	運転免許センター	警察署又は最寄りの交番
受付時間等	月曜日から金曜日	
	土曜日、日曜日、祝日、年末年始の休日は手続き出来ません。	
	午前8:30-11:00	午前8:30-12:00
	午後1:00-4:00	午後1:00-4:00
交付	即日交付	後日交付(約 2 週間後)
必要なもの	問い合わせ時にご確認下さい。	
問い合わせ先	運転免許センター TEL 018-824-3738	
	または最寄りの警察署(免許受付まで)	

[運転経歴証明書の申請手続きについて\(リンク有り\)](#)

適性診断（初任診断・適齢診断・特定診断Ⅰ又はⅡ）について(秋田県内)

・独立行政法人自動車事故対策機構 秋田支所（予約制） 【TEL】 018-863-5875 【営業日】 平日と毎月第 1 ・ 第 3 土曜日 ・秋田モータースクール（予約制） 【TEL】 018-864-5515 【営業日】 平日と土日 ・秋田南自動車学校（予約制） 【TEL】 018-839-5137 【営業日】 平日と土日 ※詳細はお問い合わせください。
--

特別な指導の内容について

事故惹起運転者	高齢運転者(65歳以上)	初任運転者
①トラックの運行の安全の確保に関する法令等 ②交通事故の実例の分析に基づく再発防止 ③交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因並びにこれらへの対処方法 ④交通事故を防止するために留意すべき事項 ⑤危険の予測及び回避 ⑥安全運転の実技 ①～⑤について合計 6 時間以上実施すること ⑥については可能な限り実施することが望ましい	適齢診断の結果を踏まえて ①諸能力の状況を自覚させること ②加齢による心身機能低下等について実施すること	座学 1 5 時間以上 貨物自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針(12項目)を実施すること ※ただし、積載方法、日常点検及び車高等のトラックの構造上の関しては実車を用いて指導 添乗指導 2 0 時間以上 実際にトラックに運転させ、安全な運転方法を指導すること

